

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	石 塚 武 志
論文題目	行政による空間利用計画決定をめぐる諸利益調整の構造－ドイツ法における現況－		
（論文内容の要旨） 本論文は、道路、鉄道、空港などの交通施設の整備事業に焦点を当て、ドイツ法において事業計画決定の手続的規制及び実体的規制がどのように現代的に変容しているかを検討したものである。 本論文は3部構成となっており、第1章「計画確定手続の構成」で、手続的規制の制度面の分析が、第2章「計画確定決定の実体的審査法理」で、裁判所による審査における実体的規制の内容の分析が、第3章「計画確定決定に対する訴訟の解決の態様」で、手続的規制と実体的規制の相互関係の分析がなされている。各章の構成及び内容は以下のとおりである。 第1章は3節に分けられている。第1節「参加手続の機能と計画確定手続の構成」では、計画確定手続は利害関係人の参加を伴う手続であり、この参加手続には、権利保護機能と情報収集機能の2つがあること、計画確定手続は、イミシオン防止法の許可手続に比して権利保護のモメントの強いものであるが、行政訴訟手続に比して情報収集のモメントが反映された構成となっていることが指摘されている。また、計画確定手続には、環境親和性審査及び自然保護団体の参加という手続的装置が接合されているが、これらは参加手続の情報収集機能・決定の合理性担保機能の平面で把握できるとされている。 第2節「参加手続の権利保護機能と方式性の程度」では、計画確定手続が複雑な手続であることから、第三者の権利利益や環境利益・自然保護利益に対する事業の影響の程度によっては、より簡略な手続による計画決定を行うことが合理的であることが指摘され、1990年代以降の一連の「計画手続の迅速化立法」によって、簡略な手続の可能性が従前に比してより広く認められるようになってきていること、しかし、その際、事業により第三者の所有権が侵害される場合や事業について環境親和性審査が必要な場合には、正式な計画確定手続を省略することはできないものとされていることが紹介されている。 第3節「計画確定手続への参加責務」では、計画確定手続において、一連の手続段階が遅滞なく展開することを目的として、関係人の異議申出期限及び関係行政庁の意見表明期限が設定され、それらの徒過によって、主張がその後の行政手続のみならず行政訴訟手続においても許されなくなる、という「実体的排除効」の規定が置かれていること、このような制度が利害関係人の「参加責務」として説明されていることが紹介されている。 第2章は、2節と補論によって構成されている。第1節「計画確定決定に関する計画裁量の統制法理」では、連邦行政裁判所が、まず1960年代末に、市町村の都市			

計画決定の分野で形成の自由を伴う「計画裁量」について「衡量要請」の法理と呼ばれる統制法理を示し、次いで1970年代後半以降、そのような法理を計画確定決定の分野にも及ぼすようになったことが確認されている。

第2節「イミシオン保護法・自然保護法による計画確定決定の規制」では、近年、計画確定決定の司法審査において、環境保護法規・自然保護法規の意義が高まっていること、その際、それらの規定の意義が「最適化要請」というカテゴリーで捉えられることがあることが紹介されている。

補論「衡量決定の規制法理の主観法的意義」では、第1節及び第2節でみた実体的な規制法理につき、主観法的に構成された訴訟においては、誰がどのような違法事由を主張できるかという問題が生じることが紹介されている。

第3章は、3節に分けられている。第1節「計画確定決定に対する権利保護手続の特徴」では、大規模施設である交通施設の整備事業についての訴訟手続が係属期間の長期化という特徴を有することから、1990年代以降の立法によって、仮の権利保護制度においては、執行停止原則の例外が拡大されていること、また、本案訴訟においても、審級が省略され、上級行政裁判所や連邦行政裁判所が一審として管轄を有する場合が拡大されていることが紹介されている。

第2節「計画確定決定の取消制限法理の形成」では、計画確定決定を含め、複雑な事前手続を前提とする行政決定に対する訴訟においては、手続・形式の瑕疵及び実体的瑕疵の双方について、瑕疵の法効果を限定し、あるいは瑕疵の治癒を認めることが次第に広く認められるようになってきていることが紹介されている。

第3節「近年の裁判例」では、第2節で紹介された判例法理及び法律改正を前提として、近年の裁判例において計画確定決定の瑕疵がどう扱われているかが概観されている。

以上のような分析の結果、本論文では、ドイツにおける計画確定制度の現代的変容が多面的かつ総合的に明らかにされている。なお、ドイツにおける諸利益調整に関する様々なアイデアを、日本法における同様の問題に対する示唆として活かすことが次の課題とされている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、道路、鉄道、空港などの交通施設の整備事業に焦点を当て、ドイツ法において事業計画決定の手続的規制及び実体的規制がどのように現代的に変容しているかを検討したものである。

「行政計画」の法的な検討に際して、ドイツで素材となってきた主要な領域は、市町村の都市計画決定と交通施設等に関する「計画確定決定」の2つである。また、「計画確定制度」自体は、19世紀以来用いられてきたものであるが、その現代的な姿は、行政手続に関する一般法である1976年の行政手続法において一応の完成をみたものである。

わが国における1970年代以降の先行研究には、「行政計画」及びそれと密接な関係にある「計画裁量」の概念、「計画裁量」の統制に関する「衡量要請」と呼ばれる判例法理あるいは立法の動向、都市計画決定の領域における「計画維持の原則」などのほか、「計画確定制度」自体、あるいは「計画手続の迅速化立法」の紹介などがあり、量的にも決して少ないとはいえず、また質的にも優れたものが多く存在する。

そのような状況のなかで、本論文の価値は、第1に、上記の2つの領域のうち、比較的紹介分析が少なかった「計画確定決定」に焦点を当てて、本格的な検討を加えたこと、第2に、手続的規制と実体的規制の両面に目配りして、その相互関係の分析を十分に行ったこと、第3に、先行研究が扱っていた様々な論点につき、ドイツにおけるその後の立法及び判例・学説の動向を丹念にフォローしていることにあると思われる。第1章で手続的規制の制度面の分析を行い、第2章で裁判所による審査における実体的規制の内容を整理し、第3章で手続的規制と実体的規制の相互関係の分析を加えるという3部構成も適切であり、現状を正確に紹介しつつ、問題の所在を適確に示すことに成功しており、筆者の高い研究能力を証明するものとなっている。

本論文は、それぞれの部分を切り離して評価すれば、大半は特に目新しい情報を提供するものではないともいえ、また、それほど多くの点において筆者独自の理論的視点が示されているわけではない。また、専らドイツ法を扱い、日本法への示唆は今後の課題とされている。しかしながら、本論文の価値は、先に述べたように、多くの先行研究を踏まえつつ、計画確定決定の領域について、久々に総合的かつ本格的な検討を加えたことにある。また、1990年代以降の「計画手続の迅速化立法」というやや技術的な素材を手掛かりにしつつも、行政手続と訴訟手続を連続的に「諸利益調整過程」として捉えるという視点に到達しているように、理論面を見失わない姿勢は高く評価できる。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成22年8月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。